

加算（減算）算定に係る届出 必要書類一覧表

【（介護予防）小規模多機能型居宅介護】

○届出が必要な加算（減算）の内容及び必要書類

- ・一覧表記載の加算（減算）を算定する場合は、事前に市への届出が必要です。
※届出がない場合、サービスの提供があっても報酬は支払われません。
- ・書類が全てそろってからの受領となります。書類に不備がある場合は再提出となりますが、提出期限を過ぎると翌々月以降の算定となります。
- ・必要に応じて、追加書類の提出を求めることがあります。
- ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表を提出する場合は、原則、加算等の算定を開始しようとする月のものを提出してください。
- ・介護職員処遇改善加算等については、市公式ホームページ「介護職員等処遇改善加算」についてをご確認ください。

注）届出が必要とされない加算要件又は書類についても、指導監査の対象となります。
要件を満たしていることがわかるよう、必要な記録等の整備をお願いいたします。

①＜全加算共通の必要書類＞

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

②＜加算別必要添付書類＞

内容	添付書類
LIFE への登録	・ なし
職員の欠員による減算の状況	・ 改善したことがわかるもの ※減算ありから減算なしへ変更する場合
高齢者虐待防止措置実施の有無	・ 改善したことがわかるもの ※減算ありから減算なしへ変更する場合
業務継続計画策定の有無	・ 改善したことがわかるもの ※減算ありから減算なしへ変更する場合
認知症加算	・ なし
若年性認知症利用者受入加算	・ なし
看護職員配置加算	・ 別紙 7 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表

	・ 資格証の写し（看護職員）
看取り連携体制加算	・ 別紙 13 看取り連携体制加算に係る届出書 ・ 別紙 7 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ・ 資格証の写し（看護職員）
訪問体制強化加算	・ 別紙 45 訪問体制強化加算に係る届出書 ・ 別紙 7 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ※訪問サービス担当職員の勤務体制がわかるもの ・ 訪問サービスの内容を記録した書類（任意様式）
総合マネジメント体制強化加算	・ 別紙 42 総合マネジメント体制強化加算に係る届出書 ・ 地域の行事、活動等に積極的に参加していることがわかる書類
科学的介護推進体制加算	なし ※LIFE への登録が「あり」であること
生産性向上推進体制加算	・ 別紙 28 生産性向上推進体制加算に係る届出書
サービス提供体制強化加算	・ 別紙 14-3 サービス提供体制強化加算に関する届出書 ・ 別紙 7 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（前年 12 月～2 月分） ・ 別紙 7-2 有資格者等の割合の参考計算書 ・ 資格証の写し（算定要件で介護福祉士の割合を求める場合） ・ 勤続年数証明書（任意様式）